

(公社) 埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議
次 第

日時：令和4年10月26日(水)

10:00~

場所：埼玉教育会館201

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 座長選出

5 議 題

(1) 現状と課題

(2) 課題への対応策

6 その他

次回開催日程など

7 閉 会

第1回(公社)埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議

出席者名簿

(委員：五十音順、敬称略)

種 別	委 員：職 業 (その他：所属・職名)	氏 名
委 員 (有 識 者)	公認会計士	佐久間 仁志
	高崎経済大学 地域政策学部 教授	西野 寿章
	弁護士	馬橋 隆紀
(公社) 埼玉県農林公社	理事長	強瀬 道男
	常務理事	田邊 虎男
	企画管理局長	田村 和彦
	森林局長	鈴木 英雄
	林務部長	阿部 徹
埼 玉 県	農林部 部長	小畑 幹
	〃 農業政策課長	西村 恵太
	〃 森づくり課長	永留 伸晃
(事務局)	〃 農業政策課副課長	田嶋 貴公
	〃 〃 主幹	中本 隆彦
	〃 森づくり課副課長	吉田 壮一
	〃 〃 副課長	大澤 太郎
	〃 〃 主幹	河合 貴光

公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議 設置要綱

(目的)

第1条 県は、公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）の分収林事業について今後のあり方を検討するにあたり、外部有識者（以下「有識者」という。）から意見を聴取するため、公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、知事へ提言するものとする。

- (1) 分収林事業の今後のあり方に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 会議は、別表1に掲げる有識者により構成する。

2 有識者は、分収林事業に関する次に掲げる事項のうち、いずれかの専門性を有する者とする。

- (1) 林政・地方財政（大学教授など学識経験者）
- (2) 法制度（弁護士など）
- (3) 経営、会計（公認会計士など）

3 会議には、有識者から座長1名を置き、座長は、有識者の互選により選出する。

4 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する有識者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、議長は、座長が務めるものとする。

2 会議は、有識者の過半数が出席しなければ成立しない。ただし、やむを得ない理由により会議に欠席する有識者で、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出した有識者については、出席したものとみなす。

3 座長は、付議事項に関して必要があると認めるときは、有識者以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、出席した有識者の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、農林部森づくり課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は 令和4年10月18日から施行する。

(公社)埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議 外部有識者名簿

氏名	職業	分野
西野 寿章	高崎経済大学教授	林政、地方財政
馬橋 隆紀	弁護士	法制度
佐久間 仁志	公認会計士・税理士	経営、会計

(以上3名、敬称略)

令和4年度 公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議(第1回)資料

分収林事業について

令和4年10月26日

埼玉県農林部

目次

I 現状と課題

- 1 分収林事業の概要とこれまでの主な経緯 ……1
- 2 (社)埼玉県農林公社経営改革プラン策定以降のこれまでの取組 ……2
 - (1)経営改革プランに基づく取組の概要 ……2
 - (2)経営改革プランに基づく農林公社の経営改善の結果 ……3
 - (3)経営改革プランに基づく県の支援の結果 ……5
 - (4)平成29年度の分収林事業の見直しに係る取組とその結果 ……6
- 3 取組結果の総括と現在の課題 ……7

II 課題への対応策(叩き台)

- 1 新たな長期収支予測 ……8
- 2 分収林経営の合理化・改善 ……9
- 3 県の財政的対応 ……11
- 4 国への要望 ……13

I 現状と課題

1 分収林事業の概要とこれまでの主な経緯

① 分収林事業の概要

- 森林を自ら育成できない土地所有者に代わって、公益社団法人埼玉県農林公社(以下「農林公社」という。)が土地所有者との契約に基づき森林を維持・管理。
- 森林を伐採して木材を売却する際に得られる収益を、土地所有者と分収。
- 森林の維持・管理に係る資金は、補助金のほか県や株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から借入れ。公庫からの借入金については、県が公庫に対して損失補償義務を負っている。
- 県内の3,293haの森林を整備。(本県の森林総面積は119,779ha。うち私有人工林は44,297ha。)
- 分収林のほとんどは21～35年生のヒノキ・スギであり、まだ主伐に適した林齢(一般的には50年生以上)に至っているものは少ない。

② これまでの主な経緯

- 昭和58年11月 埼玉県森林公社(以下「森林公社」という。)設立。それまで県が行ってきた分収造林を引き継ぎ、同公社としての分収林事業が開始。
- 平成15年4月 埼玉県農業振興公社と森林公社が統合し、埼玉県農林公社が設立。
- 平成22年2月 平成21年4月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行を受けた第三セクター等の改革の趣旨を踏まえ、県が「(社)埼玉県農林公社経営改革プラン」(以下「経営改革プラン」という。)を策定。
- 平成29年12月 木材価格の低迷、分収林におけるシカ被害等の増加を踏まえ、農林公社の分収林事業の見直しについて、県議会環境農林委員会において行政報告。

2 (社) 埼玉県農林公社経営改革プラン策定以降のこれまでの取組

(1) 経営改革プランに基づく取組の概要

経営改革プランでは、

- 将来に渡る木材価格を29,306円/m³(スギ・ヒノキの原木丸太(中丸太)価格から算出)と想定し、約500haの分収契約を新たに締結することなどを前提条件として、
- 平成75年度(令和45年度)末に借入金を償還した上で約4億円の黒字を見込む長期収支予測を達成することを目指し、下記のとおり経営改善を進めることとした。

<農林公社による経営改善の取組>

- ① 分収林事業の長期収支予測達成に向けた取組
 - ア 新規分収造林・育林の推進
 - イ 分収造林契約の変更
 - ウ 作業道等の基盤整備の促進
 - エ 自主事業の拡大
 - オ 補助金の活用
- ② 借入金償還財源の確保
- ③ 事務経費の縮減
- ④ 新会計基準の導入
- ⑤ 県民理解の醸成

<経営改善の取組に対する県の支援>

- ① 県貸付金の無利子化
- ② 造林補助制度等による支援
- ③ 新植及び契約変更に係る支援
- ④ 国、公庫への支援要請

(2) 経営改革プランに基づく農林公社の経営改善の結果 (1 / 2)

① 分収林事業の長期収支予測達成に向けた取組

ア 新規分収造林・育林の推進

- 平成29年度までに、伐採時の収入から造林経費を差し引いた収益部分を分収する「純収益分収方式」により、経営改革プランの目標500haのうち209haまで新植を実施。
- 造林・育林については、植栽本数や下刈り回数を減らした施業体系を採用し、造林経費の縮減を目指した。
- しかしながら、木材価格の低迷に加え、シカの食害対策や労務単価の上昇により全体として造林経費が増加するなど、新植が難しい状況となったため、将来の償還に係るリスクを考慮し、平成30年度以降新植を中止した。

イ 分収造林契約の変更

- これまで結んできた分収契約のうち、農林公社と土地所有者の分収割合が6:4であるものについて、土地所有者に対して、分収割合を7.5:2.5とする契約変更を交渉。
- 令和3年度までに、交渉対象とする契約1,228件のうち579件について契約変更済み。

ウ 作業道等の基盤整備の促進

- 森林の管理や将来の伐採・搬出等の経費を削減する観点から、農林公社職員の直接施工により、作業道を整備。
- 令和3年度までに作業道延長約23kmを整備。

(2) 経営改革プランに基づく農林公社の経営改善の結果 (2 / 2)

エ 自主事業の拡大

- 森林の調査、測量、評価を行う事業や、企業等が社会貢献として森林整備を実施する際の土地所有者等とのコーディネートや計画策定の支援、造林・保育等の技術支援を実施。令和3年度の事業費は1,299万円。

オ 補助金の活用

- 分収林事業への補助金の積極的な活用を進め、平成22年度以降、補助金額が事業費の8割を占める年度(平成29年度、令和元年度)もあった。直近の令和3年度は、補助要件の変更に伴い56%となっている。

② 借入金償還財源の確保

- 試行的な搬出間伐や、伐採を検討する上での生育調査を続けてきているが、採算が見込めないため、現在は木材販売を目的として伐採は行っていない。

③ 事務経費の縮減

- 光熱水費や消耗品の節約、時間外勤務の縮減等に取り組んできた。

④ 新会計基準の導入

- 平成25年度決算から「林業公社会計基準」を導入。

⑤ 県民理解の醸成

- 農林公社の事業内容をホームページで紹介。県の森林ふれあい施設の指定管理者として、森林・林業への県民理解の醸成に取り組んできた。

(3) 経営改革プランに基づく県の支援の結果

① 県貸付金の無利子化

- 昭和59年度から平成9年度までに県が貸し付けた長期貸付金を無利子化した。
- なお、平成19年度以降の県貸付金は経営改革プラン策定以前から無利子であり、現在有利子なのは平成10～18年度に貸し付けたもの。

② 造林補助制度等による支援

- 上記(2)①オの「補助金の活用」のとおり。

③ 新植及び契約変更に係る支援

- 新植については、候補地に係る情報提供等を行ってきたが、上記(2)①アのとおり新植は中止。
- 契約変更については、県の支援に頼らず、上記(2)①イのとおり農林公社自身の努力で交渉を進めてきた。

④ 国、公庫への支援要請

- 国及び公庫に対して、分収林事業に関する支援の充実・強化を、継続的に要望してきた。
- 直近では、令和4年6月に、知事から農林水産大臣に対して、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援や、公庫資金の任意繰上償還の弾力化などについて要望を行った。

(4) 平成29年度の分収林事業の見直しに係る取組とその結果

平成29年度の見直しでは、以下の事項に取り組むこととしており、これまでの結果はそれぞれ記載のとおり。

① 分収林事業による新規造林を中止

➤ 上記(2)①アのとおり、平成30年度以降新植を中止。

② 獣害地等を精査し、収入が見込めない分収林を仕分けて解約。繰上償還により支払い利息を削減。

➤ 農林公社が分収林を調査し、獣害により収入が見込めない108.7haを解約交渉対象として特定。

➤ 解約する分収林の管理のためにこれまで公庫から借りた借入金は、解約に伴い公庫に繰上償還する必要があるため、令和元年度から、その償還費を県が助成する補助金を創設。

➤ 令和元年度に5.14haを解約。公庫への償還費2,169万円を県が助成。解約した森林に係る県借入金1,812万円は、償還期限が来ておらず、公社の債務として計上されている。

③ 新たな森林整備手法の検討

➤ 県は令和元年度に「環境林モデル整備事業」を創設し、上記(4)②の解約地を含む県内の獣害地の調査を実施。

➤ 調査結果に基づき、「環境林整備マニュアル」を作成中(令和4年度に完成予定)であり、分収契約の解約地を含む獣害地は、このマニュアルに則り環境林として整備することとしている。

3 取組結果の総括と現在の課題

- 経営改革プランでは、木材価格を29,306円/m³と仮定し、新規分収造林・育林を推進する中で、黒字化を目指すこととした。
- しかし、直近での木材価格は18,554円/m³(※)と低迷しており、新植も中止せざるを得なくなっているなど、経営改革プランにおける想定から現状がかい離してしまった。

(※過去5年間(平成29年度～令和3年度)のスギ、ヒノキの原木丸太(中丸太)価格(「農林水産統計(木材価格)」(農林水産省)による。)の平均値を、分収林の樹種別面積割合で加重平均して算出。ウッドショック後の令和3年度は24,217円/m³となっているものの、山元立木価格は低水準のまま。)

- 経営改善の取組や県の支援は、分収林事業の採算性にとってプラスの効果をもたらしているものの、分収林事業の採算性を大きく改善するような効果は発揮できていない。

➡課題① 現時点でより現実的な、**新たな長期収支予測を示す**こと

- 新たな長期収支予測においては、木材販売収入から土地所有者への分収を行った上で最終的に残る資金では、分収林事業に係る県からの借入金の償還が困難となるおそれがある。

➡課題② 今後の**県の財政負担をできるだけ抑える**ことと、将来における最終的な処理

- 分収林事業は森林を自ら育成できない土地所有者に代わって森林を維持・管理するものであり、事業について新たな見直しを行う上でも、森林の公益的機能を損なうような取扱いをすることはできない。

➡課題③ 今回の見直しを経た上でも、現在分収林である森林について、**今後も公益的機能を維持**すること

Ⅱ 課題への対応策(叩き台)

1 新たな長期収支予測

直近の山元立木価格等に基づき、令和5～49年度(分収契約のうち契約期間が最も遅いものの終期)の45年間の収支を試算すると、「収入－支出」の金額は△220億円となる。

<主な試算の前提>

- 直近の山元立木価格、事業経費、補助金の活用度合い等を、そのまま将来にわたり適用している。
- 現時点で既に解約交渉対象としている分収林以外は、木材販売できるものとして試算対象としている。

区分	項目	金額 (百万円)	備考
収入	木材販売収入	5,700	直近の山元立木価格(※)に解約交渉対象以外の分収林面積を乗じて試算
	補助金	2,746	令和4年度予算の積算額の45年分
	借入金	13,685	令和4年度の事業費・管理費に係る借入金の45年分と公庫償還金との合計
	その他収入	564	令和3年度実績の45年分
	計	22,695	—
支出	事業費・管理費	5,668	令和4年度予算の積算額の45年分
	土地所有者への分収交付金	1,425	契約変更が進展したと仮定し、分収割合を7.5：2.5として試算
	公庫償還金	11,213	令和4年度末元金と将来利息の合計
	県償還金	26,438	令和4年度末元金と将来利息及び今後の借入金の合計
	計	44,744	—
収入－支出		△22,049	—

※「山林素地及び山元立木価格調(2021年3月末現在)」(一般財団法人日本不動産研究所)による。

2 分収林経営の合理化・改善【1 / 2】

森林の公益的機能を維持する観点のみならず、県の財政負担をできるだけ抑える観点からも、農林公社が分収林事業を行うスキームを維持する。

- 仮に、分収林事業を即座に廃止して分収契約を全面的に解約しようとする場合、土地所有者との解約交渉は難航し、事務も膨大となる一方、解約が多く進んでもその後の森林の適切な管理に困難を生じる恐れがある。
- 仮に、分収林を県営林化しようとする場合、農林公社による分収林事業と比べて、国の補助金を活用できる幅が狭くなることに加え、農林公社を支援することにより得られる国の特別交付税措置も受けられなくなる。

その上で、事業費・管理費を削減して県からの新規借入金を抑制し、また、県への償還を行うための収入を得る観点から、下記の取組を強化する。

① 分収契約の解約・変更

- 今後の県の財政的負担をできるだけ抑える観点から、獣害地に限らず、県への償還につながらない分収契約が特定されれば、解約後に適切な管理が行われるよう措置しつつ、解約を交渉する（残る県債務の取扱いについては11頁の3②参照）。
- 林業経営に適さない森林を管理する現行施策としては、県の「水源地域の森づくり事業」や、森林経営管理制度に基づき市町村が森林環境譲与税を活用して行う管理が挙げられる。
- 分収割合の変更や、良い条件での木材販売を目指すための契約期間の延長について、土地所有者と契約変更を交渉。

2 分収林経営の合理化・改善【2／2】

② 森林経営の改善

公的資金を借り入れて事業を行う農林公社には、分収林事業の採算性改善に向け、これまで以上に自らの経営努力により経営改善を続けることが求められる。今後の経営改善においては、特に以下の取組を重点的に行う。

- 今後の主伐・木材販売を有利な条件で行うことができるよう、木材流通における川中、川下との結びつきを強化する。
- 各市町村における森林経営管理制度の活用に向け、森林・林業に係る知見を生かし、森林調査など森林経営管理制度の推進に係る事業により収入を得る。
- 今後森林が育っていく中で、搬出間伐を行い中間収入を得る。
- 企業からの寄付や、J-クレジットの取得・販売による収入を得る。

3 県の財政的対応【1 / 2】

県としては、農林公社が分収林事業を行うスキームにより森林の公益的機能(評価額について次頁参照)の発揮を図る上で必要と考えられる、下記の財政的対応を行う。

① 県からの既往貸付金の無利子化と、公庫債務への利子補給

分収林経営の合理化・改善を後押しするとともに、県の財政負担をできるだけ抑える観点から、以下の措置を行う。

- 県からの既往貸付金のうち、有利子である平成10～18年度に貸し付けた29.7億円を無利子化する
(県も国から特別交付税措置を受けられる。令和4年度の長期プライムレートで試算すると約1,600万円／年。)
- 農林公社から公庫への利払い(今後の利息は約23億円)は、現在、県からの貸付金で行っているが、これを県からの補助金(利子補給)にする。
(県も国から、利子補給を行う金額の1 / 2(約11.4億円)の特別交付税措置を受けられる。)

② 公社債務の最終的な処理

- 近年の先行事例として、新潟県は、平成31年3月に、公社の経営努力を前提として県として債務増加の抑制を支援することとし、公庫への利払いに係る補助に加え、将来主伐を開始する中で最終的に債務超過が見込まれる場合には、県の責任で債務超過を解消する旨の方針を公表(具体的な対応は今後見極めるとしている。)
- この対応を参考として、埼玉県においても、分収林事業に関して農林公社に最終的な債務超過が生じる場合は、将来県の支援により解消することとし、具体的な手法は今後見極めることとする。

3 県の財政的対応【2 / 2】

<分収林の公益的機能の年間評価額>

適切に管理された分収林は、水源の涵養や土砂災害の防止等、森林の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしており、その評価額を試算すると、**年間123億円**に相当する。

機能の種類	年間評価額（億円）	
	農林公社分収林	県全体（参考）
	3,293ha	119,779ha
水源涵養機能	55	2,000
土砂災害防止機能	22	787
土壌保全機能	11	403
保健・レクリエーション機能	22	811
生物多様性保全機能	5	180
地球環境保全機能	8	277
合計	123億円	4,458億円

※ 「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月 日本学術会議会長答申)において示された算定方式に基づき最新の森林面積により県森づくり課で試算(令和4年10月)。

4 国への要望

国として高利な公庫資金の活用を前提に造林を誘導してきたことを踏まえ、今後も、**制度の見直しや救済措置**について要望を行う。なお、これまで県自らあるいは森林整備法人全国協議会（農林公社のような森林整備を行う法人を有する関係都道府県の協議会）を通じて要望してきた具体的な内容は、以下のとおり。

<助成制度に係る事項>

- 森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率のかさ上げ、公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充などの充実・強化
- 定額助成方式など森林環境保全整備事業の拡充強化、予算の安定的確保、地方公共団体の義務負担のない制度の創設
- 変更契約に係る支援制度の継続、地上権変更、相続登記に対する支援制度の創設
- 分収契約終了後の再造林を確実にする補助制度の拡充、公的に補完する制度の創設
- 新たな木材需要の創出に資する制度の拡充
- Jクレジットの取組に対する支援の創設

<公庫の金融措置に係る事項>

- 償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など資金制度の充実
- 特別交付税措置以外の新たな利子助成制度の創設、任意繰上償還（補償金なし）の受け入れ、低金利借り換え制度の創設
- 契約延長に伴う伐採時期に合わせた償還期限への延長措置の創設
- 不採算林の契約解除による義務的繰上償還に必要な資金を調達する際の支援制度の創設

<地方財政措置に係る事項>

- 交付税措置の算入率及び上限額の引き上げ、起債措置の条件緩和など地方財政措置の整備・充実
- 主伐による赤字、債務超過が発生した場合その解消に必要な経費に対し支援する制度の創設